

## 大台町議会基本条例の検証（令和3年度）による検討課題結果

条番号	条文（要旨）	検証結果（検討課題等）	今後の対応
3	<b>議員の政治倫理</b>		
3-2	議員のモラル、議員の政治倫理については、条例で定める	大台町議会議員政治倫理条例で倫理基準が定められており、現時点において、当該条例を見直す必要はない。	議員は、今後とも真に町民全体の代表として、議員政治倫理の意識の向上及び確立に努める。
4	<b>議会の活動原則</b>		
4-1	公開性、公正性、透明性及び信頼性を重んじた町民に開かれた議会、町民参加を不断に推進する議会	会議を公開し、開かれた議会運営に努めているが、町民参加の場が少ない。	コロナ禍に配慮したうえで、町民と対話する機会をつくる努力をする。 町民と対話する機会の数値目標を設定し、4年度は2回以上とする。 行政放送の利用については、引き続き施行部と協議する。
4-2	大台町議会会議規則の内容を継続的に見直す	議長からの諮問に基づき、議会運営委員会で協議し、会議規則を見直した。	感染症や災害等緊急時に対応できる会議運営に備える必要がある。
4-3	委員会活動の充実強化を図る	調査活動の充実を図る必要がある。	委員会調査報告に対する執行部の対応を検証をする必要がある。
4-4	ホームページで会議の日時、議案等の事前公表	ホームページで情報の公開に努めている。	町民の方が知りたい情報の提供に努める。
4-5	傍聴者に議案資料等の提供	傍聴者も議員と同じ資料が見られるように、資料配付している。	傍聴者の立場で考えていく。
4-6	会議を休憩する場合は、理由及び再開時刻を傍聴者に説明する	新型コロナウイルス感染防止対策にも配慮し、概ね一時間程度で小休止とした。 休憩時の再開時刻については、傍聴者等に周知できている。	今後も継続する。
4-7	傍聴に関し必要な事項は、傍聴規則で定める	令和3年度は改正はなかったが、必要に応じて見直しを行っている。	傍聴規則の見直しの有無及び変更については、議会運営委員会で協議する。

## 大台町議会基本条例の検証（令和3年度）による検討課題結果

条番号	条文（要旨）	検証結果（検討課題等）	今後の対応
4-8	月に1回以上全員協議会を開催。全員協議会に関し、必要な事項は規程で定める	月に1回以上開催できた。	継続していく。
4-9	1年1回以上、全員協議会で議会活動を見直し、議会報告と意見聴取会で報告する	全員協議会で協議し、議会報告会で報告した。	継続していく。
5	<b>議員の活動原則</b>		
5-1	議員相互の自由な討議の推進	議員間討議の必要性は共有できている。全員協議会や常任委員会での実施機会を増やすことが必要である。	全員協議会や常任委員会での実施回数を増やす。 数値目標を設定し、全員協議会2回以上、常任委員会4回以上とする。
6	<b>町民参加及び町民との連携</b>		
6-1	町民への情報公開、説明責任	町民に議会へ関心をもってもらえるよう、行政放送の利用について執行部に申し入れた。	「広報おおい」の議会ページの枠確保について、執行部と協議する。 本会議や委員会、全員協議会の様子を行政放送で発信できるよう執行部と詰めていく。
6-2	会議の公開	各会議は、公開している。 町民に関心を持たれ続ける議会運営に努力すべきである。	「広報おおい」の議会ページの枠確保について、執行部と協議する。 本会議や委員会、全員協議会の様子を行政放送で発信できるよう執行部と詰めていく。
6-3	参考人制度、公聴会制度等の活用	制度を利用するよう努める。	適時的確に制度を活用するよう努める。必要を感じた議員は提案し、みんなで協議する。
6-4	請願及び陳情の審議において提案者の説明を聴く	風力発電に関する請願が提出されたが、説明を聞く必要がなかった。	新たな請願、陳情が提出された場合は、提案者の説明を聞く必要がないかよく検討する。

## 大台町議会基本条例の検証（令和3年度）による検討課題結果

条番号	条文（要旨）	検証結果（検討課題等）	今後の対応
6-5	町民との意見交換の場を多様に設け、政策提案の拡大を図る	コロナ禍により意見交換の場が多様に設けられなかった。	出前懇談会の周知や議会側から団体等に意見交換を持ちかける。
6-6	議案等に対する採決態度の公表	「広報おおだい」で賛否は公表している。	討論内容などを掲載し、より採決態度がわかるよう努める。
6-7	議会報告会と意見聴取会を1年1回以上開催	宮川地区、大台地区の2か所で開催したが、参加者が少なかった。	コロナ禍に配慮したうえで、参加人数、開催場所、懇談内容など広く議会報告会のあり方について協議する。
7	<b>町長等と議会及び議員の関係</b>		
7-1	緊張関係を維持し、政策をめぐる論点及び争点を明確にすることを常に意識して、町政にあたる	全員協議会での説明を、協議と報告に分けるなど会議における論点整理に取り組んでいる	政策論争等があれば、議長あるいは委員長において、論点、争点を明らかにするよう、会議を進める。
7-3	町長等は討議の充実を図る観点から、答弁内容を事前に示すよう努める。また、二次以降の質問は一問一答方式で行う	出来ている	今後も継続していく。
7-4	町長等は反問することができる（反問権）	町長等は、質問の趣旨を問いただす反問をすることができるということに加えて、議長又は委員長の許可を得て、議員又は委員会による条例の提案、議案の修正、決議等に対して反論することができるという制度に変えていく必要がある。	反問権、反論権について、大台町議会基本条例等を明確に整理する。
8	<b>町長による政策形成過程等の説明</b>		
8-1	町長は政策等を提案するときは、形成過程の資料を提出するよう努める	出来ている	政策の適否の判断を行う資料に不足があれば、明確に示して要望する。
8-2	議会は前項の政策等の審議にあたっては、論点及び争点を明らかにし、執行後における政策評価に資する審議を行う	政策評価に対する意識が薄い。	しっかりと政策形成過程の審議に取り組むことを、議員が共有する。

## 大台町議会基本条例の検証（令和3年度）による検討課題結果

条番号	条文（要旨）	検証結果（検討課題等）	今後の対応
9	<b>予算及び決算における政策説明資料の作成</b>		
9-1	町長は、施策別及び事業別の説明資料を提出するよう努める	出来ている。	予算や決算審査における資料に不足があれば、明確に示して要望する。
9-2	町長は、決算審査にあたって執行方針、予算等に基づいて行う行政評価及び事務事業評価について、説明資料を付して提出するよう努める	出来ている。	説明資料に不足があれば、執行部に要求し、適切な評価に努める。
10	<b>議決事件の拡大</b> 地方自治法第96条第2項の規定による議決事件の拡大	現行で良い。	議決は議会の最大の責務であることを念頭に議会運営に取り組んでいく。
11	<b>議員定数及び議員報酬</b>		
11-1	議員定数及び報酬は、それぞれ条例で定める	条例で定めており、現行で良い。	大台町特別職報酬等審議会に、必要に応じて諮る。
11-2	改正にあたっては、参考人制度、公聴会制度を活用する	改正していない。	改正する場合は、参考人制度、公聴会制度を活用する。
12	<b>政務活動費</b>		
12-1	条例に基づき議員個人に交付する	適正に交付されている。	継続して行っていく。
12-2	証書類を添付した報告書を提出し、町民に公開する	適正に処理されており、町民への公開もなされている。	継続して行っていく。
13	<b>議員研修の充実強化</b>		
13-1	議会としての議員研修の実施	議会の全体研修は、ICT化を踏まえた研修に取り組んだ。	時宜を得たテーマを設定する。

## 大台町議会基本条例の検証（令和3年度）による検討課題結果

条番号	条文（要旨）	検証結果（検討課題等）	今後の対応
14	<b>議長及び副議長志願者の所信表明</b> 所信表明の実施	所信表明の機会を設け候補者は行った。	継続して行っていく。
15	<b>議会広報の充実</b>		
15-1	町政に係る論点及び争点の情報周知	より詳しい情報周知に向けて継続して取り組む必要がある	議会活動を広く町民に周知する方法を協議し、令和4年度中に方向性を示す。
15-2	多様な広報手段を活用し、町政に関心を持つ議会広報活動	広報おおい、ホームページ、行政放送で広報に努めているが、現行のやり方で良いか考える必要があるのでは。	議会活動を広く町民に周知する方法を協議し、令和4年度中に方向性を示す。
16	<b>議事事務局の体制整備</b> 事務局の調査、法務機能の強化	事務局職員の負担軽減を図り、調査等の機能強化を図る必要がある。	限られた人員配置で、厳しいものがあるが調査、法務機能を充実させるよう取り組んでいく。
17	<b>議会図書室の設置、充実及び公開</b> 町民や職員が利用できる開かれた図書室	現状が精一杯。	議会図書室としての意識を持つ。
18	<b>最高規範性</b> この条例に違反する条例等を制定してはならない	この条例に違反することはしていない。	今後も継続していく。
19	<b>見直し手続</b>		
19-1	必要に応じて、議会運営委員会及び全員協議会で検討する	全員協議会で協議している。令和3年度は見直す必要はなかった。	毎年、継続して行っていく。
19-2	改善が必要な場合は、条例改正を含め適切な措置を講ずる	令和3年度は改正がなかった。	今後も継続していく。
19-3	条例改正をする場合は、本会議で詳しく説明しなければならない	令和3年度は改正がなかった。	今後も継続していく。